

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

NPO法人カローレ

二 代表者の氏名

浅見 要

三 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字五味前四百二十六番四

四 当該認定の有効期間

令和二年三月六日から令和七年三月五日まで